

## 鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自主防犯活動団体補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」に基づき、犯罪や少年非行を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、自主防犯活動を行うボランティア団体の育成・支援を行うとともに、その効果的・継続的な活動の促進を図ることを目的として交付する。

### (補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、各地区において、継続的に自主防犯活動に取り組んでいる自治会、町内会もしくはボランティア団体又はこれらの団体に類する活動を行う団体とする。

### (補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

### (補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1団体当たり100,000円を限度とする。

### (交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助金等交付申請書に様式第1号及び様式第2号を添えて行うものとする。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控

除税額が明らかでないときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1)補助金の増額

(2)補助金の2割を超える減額

（実績報告）

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助金等実績報告書に様式第1号及び様式第2号を添付して行うものとし、補助対象事業完了の日から起算して1か月を超えない日又は当該補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。なお、実績報告時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

- 2 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月29日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の決定のなされるものから適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

| 1 補助対象事業                                                                        | 2 補助対象経費                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防犯活動講習会の開催<br>防犯パトロールの実施<br>防犯広報紙の作成<br>安全マップの作成<br>危険箇所の点検<br>声かけ運動の実施等の自主防犯活動 | 補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの<br>(1) 報償費及び謝金<br>(2) 旅費<br>(3) 消耗品費<br>(4) 印刷製本費<br>(5) 役務費<br>(6) 委託費<br>(7) 使用料及び賃借料<br>(8) 備品購入費<br>(9) その他市長が特に必要と認める経費 |

様式第 1 号（第 6 条、第 8 条関係）

|                                                                                                                                                                                                               |      |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--|
| 鳥 取 市 長 様 <div style="text-align: right;">年    月    日</div> <div style="text-align: center;">                     住 所<br/>氏 名                 </div> <div style="text-align: center;">自主防犯活動団体事業計画（報告）書</div> |      |  |
| 団 体 名                                                                                                                                                                                                         |      |  |
| 団体所在地                                                                                                                                                                                                         |      |  |
| 団 体 員 数                                                                                                                                                                                                       |      |  |
| 代 表 者                                                                                                                                                                                                         | 住 所  |  |
|                                                                                                                                                                                                               | 氏 名  |  |
|                                                                                                                                                                                                               | 電 話  |  |
| 活動の目的                                                                                                                                                                                                         |      |  |
| 活 動 内 容                                                                                                                                                                                                       | 活動時期 |  |
|                                                                                                                                                                                                               | 活動場所 |  |
|                                                                                                                                                                                                               | 活動人数 |  |
|                                                                                                                                                                                                               | 活動内容 |  |

消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- （１）一般課税事業者
- （２）簡易課税事業者
- （３）免税事業者
- （４）特定収入割合が５％を超えている公益法人
- （５）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

## 様式第2号（第6条、第8条関係）

年 月 日

鳥 取 市 長 様

団体名

## 自主防犯活動団体事業収支予算（決算）書

收入

(単位：円)

| 区 分   | 予算（決算）額 | 内 訳 |
|-------|---------|-----|
| 市補助金  |         |     |
| その他収入 |         | 会 費 |
|       |         | 助成金 |
|       |         | 参加費 |
|       |         | その他 |
| 合 計   |         |     |

支出

(単位：円)

| 区 分 | 予算（決算）額 | 内 訳 |
|-----|---------|-----|
|     |         |     |
| 合 計 |         |     |

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所  
氏 名 ⑩  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取市自主防  
犯活動団体補助金について、鳥取市自主防犯活動団体補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定  
に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額  
( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額  
  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額  
  
金 円
- 4 補助金返還相当額 ( 3 - 2 )  
  
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。